

高病原性鳥インフルエンザに係る清浄性確認検査の結果と搬出制限区域の解除について

- ・11月1日(火)に観音寺市の養鶏場で発生した高病原性鳥インフルエンザに係る移動制限区域内(発生養鶏場から半径3km以内)の養鶏場の清浄性確認検査を行ったところ全て陰性であり、当該地域の清浄性を確認しました。
- ・これまでの検査結果を踏まえて国と協議した結果、発生養鶏場から半径3kmから10kmの区域に設定している搬出制限区域を、11月20日(日)午前0時(本日24時)をもって解除します。
- ・搬出制限区域の解除に伴う消毒ポイントの縮減は行いません。

1 清浄性確認検査の結果

- (1) 対象養鶏場
移動制限区域内(発生養鶏場から半径3km以内)の養鶏場(21養鶏場)
- (2) 検査期間
11月15日(火)から11月19日(土)
- (3) 検査内容と結果
臨床検査、血清抗体検査、ウイルス分離検査 全て陰性

2 搬出制限区域の解除

移動制限区域内の全ての養鶏場の清浄性を確認したことから、11月20日(日)午前0時(本日24時)をもって、発生養鶏場から半径3kmから10kmの区域に設定している搬出制限区域を解除します。

3 消毒ポイント

県内で野鳥の鳥インフルエンザの発生が続いていることから、搬出制限区域の解除に伴う消毒ポイント(6か所)の縮減は行いません。

4 今後の予定

今後、移動制限区域内で新たな発生が認められなければ、防疫措置が完了した11月4日(金)から21日が経過する11月26日(土)午前0時(11月25日(金)24時)をもって、当該移動制限区域を解除するとともに、消毒ポイントを廃止する見込みです。

5 その他

- (1) 日本の現状において、家きんの肉や卵を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えられます。
- (2) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。